

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 124 号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 43 年岩手県規則第 83 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）第 2 条の 2 第 2 項ただし書、第 4 条第 8 項、第 8 条ただし書、第10条の 2、第15条、第19条第 8 項、第22条の 2 第 1 項、第23条、附則第 2 条の 4 第 1 項から第 3 項まで及び附則第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、職員の公務災害補償等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第 2 条の 4 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）第 2 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 2 項ただし書、第 4 条第 8 項、第 8 条ただし書、第10条の 2、第 15 条、第19条第 8 項、第22条の 2 第 1 項、第23条、附則第 2 条の 4 第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、職員の公務災害補償等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(就業の場所から勤務場所への移動等)</u></p> <p>第 2 条の 4 条例第 2 条の 2 第 1 項第 2 号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。</p> <p>(1) 1 の勤務場所から他の勤務場所への移動</p> <p>(2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動</p> <p>ア 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 3 条第 1 項の適用事業に係る就業の場所</p> <p>イ 国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）第 1 条第 1 項に規定する職員の勤務場所</p> <p>ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの</p> <p>2 条例第 2 条の 2 第 1 項第 2 号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条第 1 項</p> <p>(2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定</p> <p>3 条例第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。</p> <p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第 2 条の 5 [略]</p>

(所在不明による支給停止の申請等)  
第15条 条例第16条において例によることとされている地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)  
第35条第1項の規定に基づく遺族補償年金の支給の停止を申請しようとする者は遺族補償年金支給停止申請書を、同条第2項の規定に基づき遺族補償年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は遺族補償年金支給停止解除申請書及び年金証書を実施機関に提出しなければならない。

2 [略]  
(福祉事業の種類)

第19条 条例第17条第1項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。

- (1)～(7) [略]
- (8) 在宅介護のための住宅に関する事業
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]
- (21) 身体障害者用自動車に関する事業

2 [略]  
附 則  
1～4 [略]

5 障害補償年金前払一時金の額は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ条例附則第2条の3第1項の表の右欄に掲げる額(当該障害補償年金が、条例第16条において例によることとされている法第29条第6項の規定によるものである場合(次項において「障害加重の場合」という。)にあっては、次項に定める額。以下「障害補償年金前払一時金の限度額」という。)又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、附則第3項ただし書の規定による申出が行われた

(所在不明による支給停止の申請等)  
第15条 条例第16条において例によることとされている法第35条第1項の規定に基づく遺族補償年金の支給の停止を申請しようとする者は遺族補償年金支給停止申請書を、同条第2項の規定に基づき遺族補償年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は遺族補償年金支給停止解除申請書及び年金証書を実施機関に提出しなければならない。

2 [略]  
(福祉事業の種類)

第19条 条例第17条第1項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。

- (1)～(7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]

2 [略]  
附 則  
1～4 [略]

5 障害補償年金前払一時金の額は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ条例附則第2条の3第1項の表の右欄に掲げる額(当該障害補償年金が、条例第16条において例によることとされている法第29条第8項の規定によるものである場合(次項において「障害加重の場合」という。)にあっては、次項に定める額。以下「障害補償年金前払一時金の限度額」という。)又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、附則第3項ただし書の規定による申出が行われた場合に

<p>場合には、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該障害補償年金に係る<u>障害の等級</u>に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。</p> <p>6 障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第7級以上の<u>等級</u>に該当する場合</p> <p>加重後の<u>障害の等級</u>に応じそれぞれ条例附則第2条の3第1項の表の右欄に掲げる額から、加重前の<u>障害の等級</u>に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を差し引いた額</p> <p>(2) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第8級以下の<u>等級</u>に該当する場合</p> <p>加重後の<u>障害の等級</u>に応じそれぞれ条例附則第2条の3第1項の表の右欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る地方公務員災害補償法施行規則第27条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第9条の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>7～18 [略]</p>	<p>は、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該障害補償年金に係る<u>障害等級</u>に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。</p> <p>6 障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第7級以上の<u>障害等級</u>に該当する場合</p> <p>加重後の<u>障害等級</u>に応じそれぞれ条例附則第2条の3第1項の表の右欄に掲げる額から、加重前の<u>障害等級</u>に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を差し引いた額</p> <p>(2) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第8級以下の<u>障害等級</u>に該当する場合</p> <p>加重後の<u>障害等級</u>に応じそれぞれ条例附則第2条の3第1項の表の右欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る地方公務員災害補償法施行規則第27条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第9条の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>7～18 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第19条第1項各号の規定は、この規則の施行の日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。